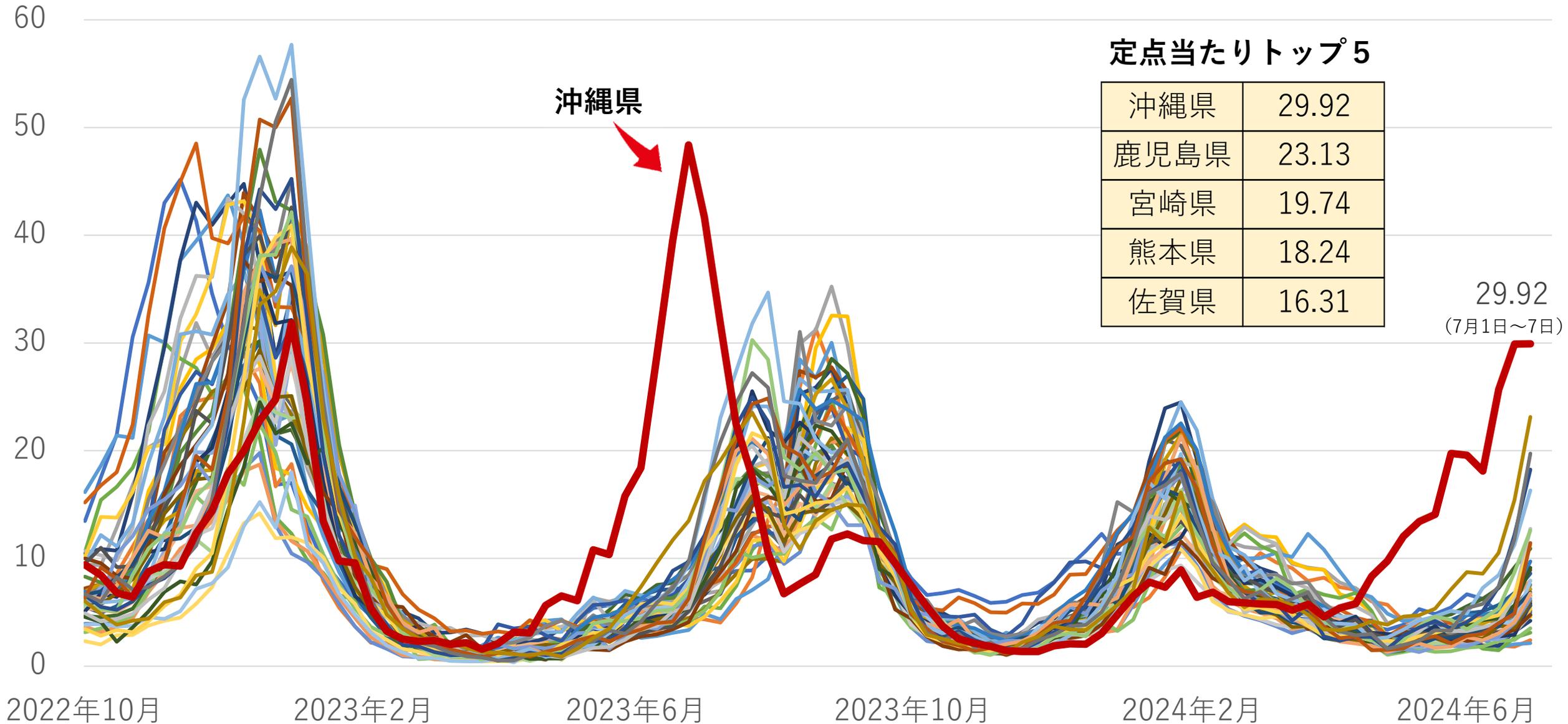
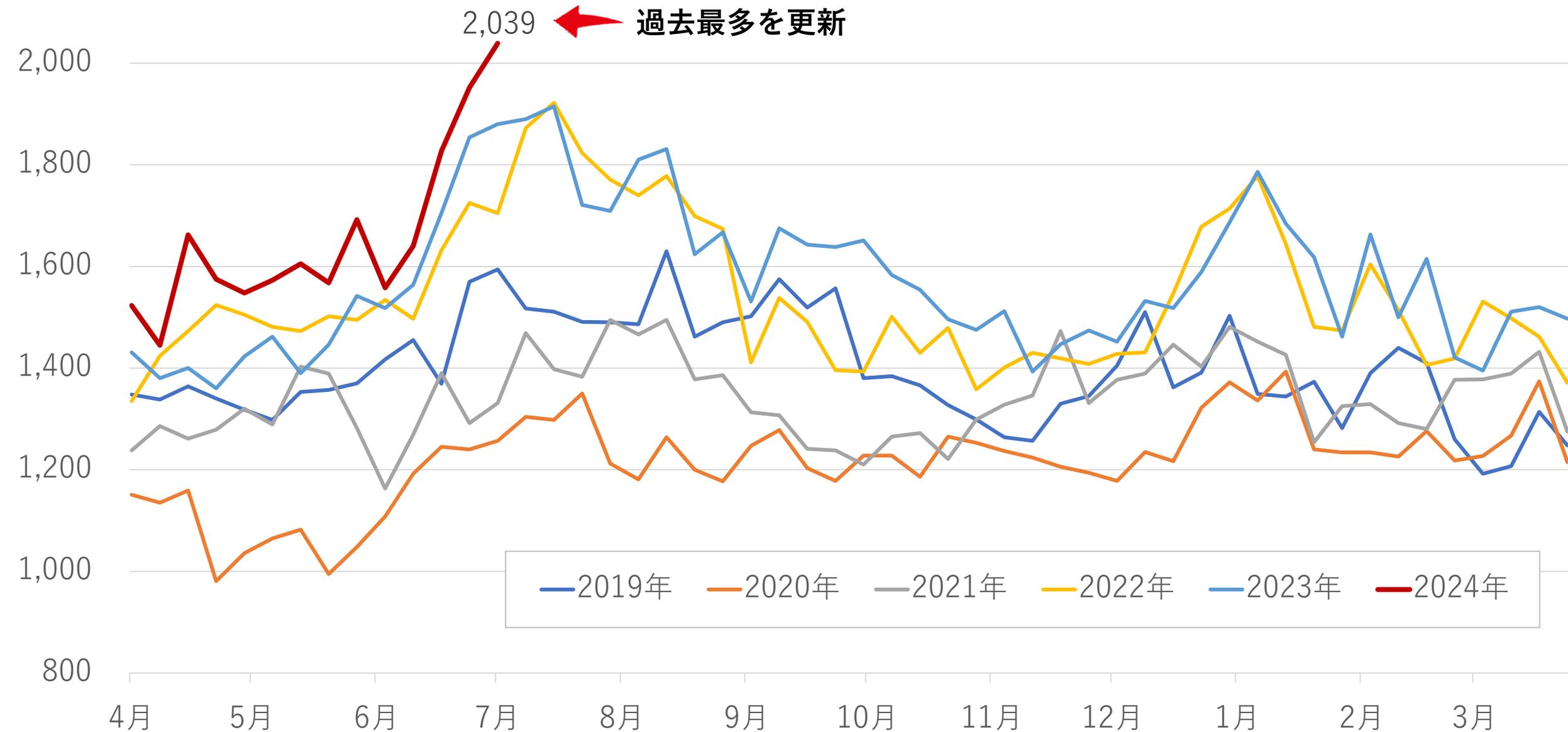


# COVID-19の流行と医療ひっ迫の状況

# 都道府県別にみる定点当たりCOVID-19報告数の推移

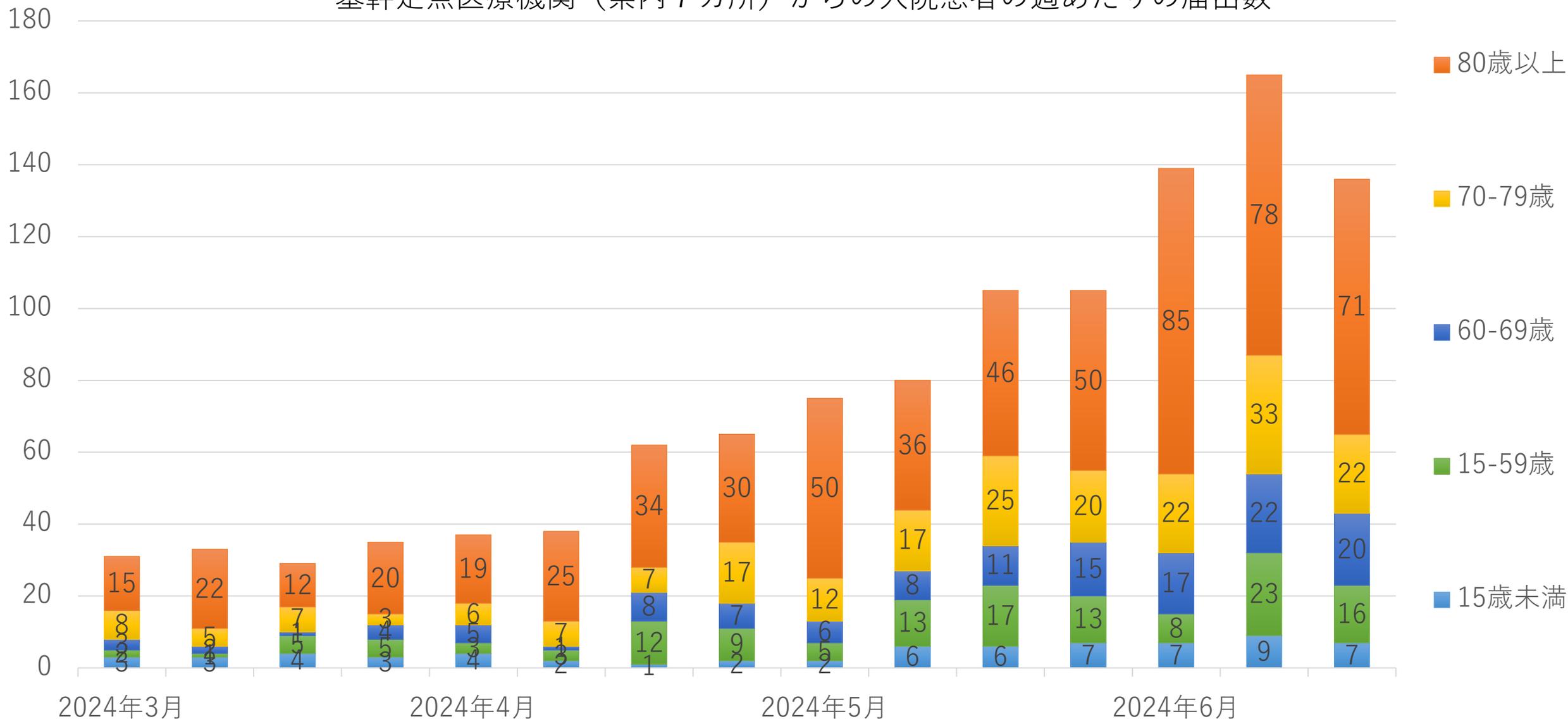


# 沖縄県における救急搬送件数の推移



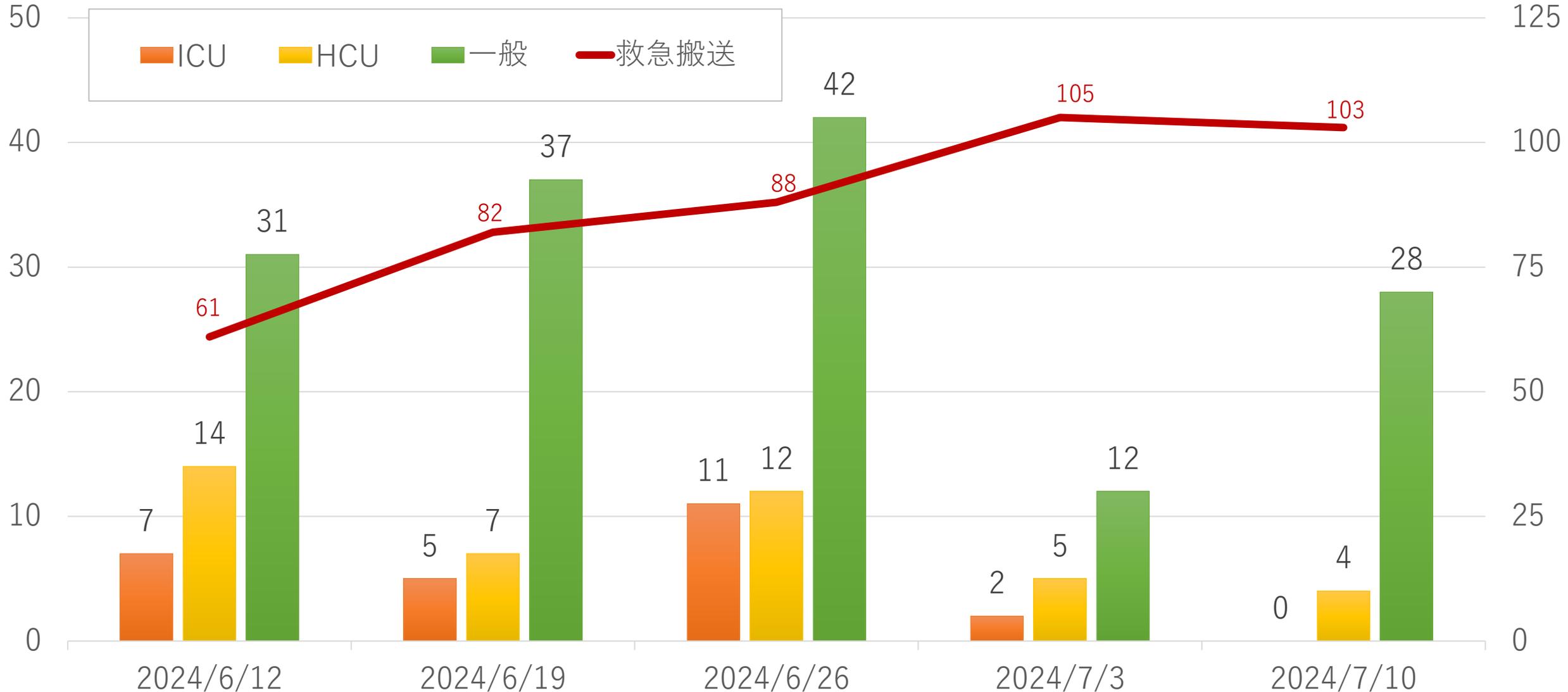
# 沖縄県におけるCOVID-19新規入院患者数の推移

基幹定点医療機関（県内7カ所）からの入院患者の週あたりの届出数



# 中部医療圏救急 4 病院における受け入れ可能病床数および救急搬送件数

受け入れ可能病床数については、水曜日午前10時時点における各医療機関からの報告。救急搬送件数については、水曜日の実績。  
(沖縄県立中部病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、中頭病院)

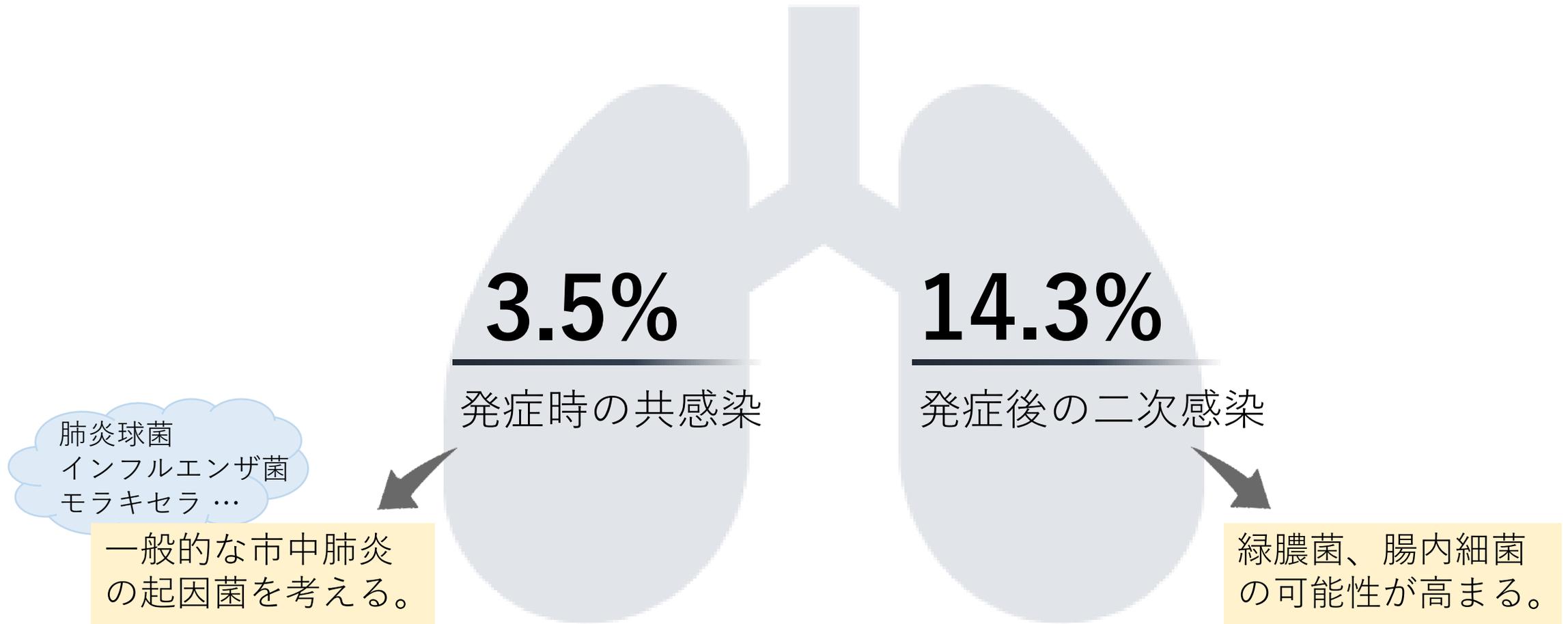




# 地域包括ケアで取り組む誤嚥性肺炎の予防

# COVID-19における細菌感染の合併頻度

パンデミック早期（2022年4月まで）における24研究のメタ解析



肺炎球菌  
インフルエンザ菌  
モラキセラ ...

一般的な市中肺炎  
の起因菌を考える。

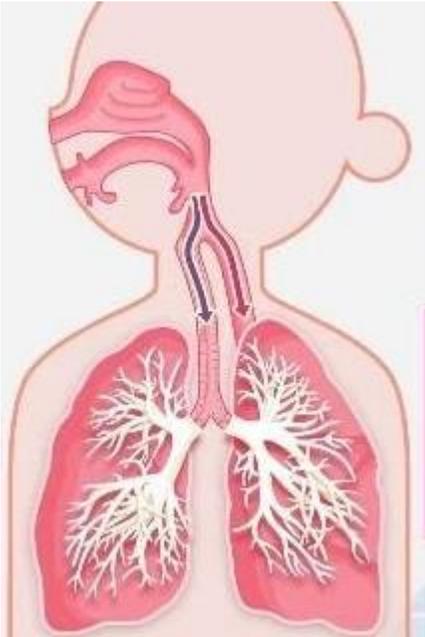
緑膿菌、腸内細菌  
の可能性が高まる。

# 介護者が心がけたい誤嚥性肺炎の予防

## その1 食事内容、食事姿勢を調整する

---

- 誤嚥しにくい食事内容へと調整し、食事姿勢についても工夫する。



## その2 口腔ケアにより菌量を減らす

---

- 口腔内の細菌や残渣を減らすことが、誤嚥性肺炎予防では最も重要。

## その3 経管栄養の食道への逆流を防ぐ

---

- 食紅テストで逆流をチェックし、栄養剤を投与前に内容物を確認する。

# その喀痰吸引・・・必要ですか？

1

- 食事前と比して、SpO<sub>2</sub>が低下するなら誤嚥しているかもしれません。
- 3%以上低下するときは、食事の形態や速度を再検討してください。
- 数字が全てじゃないですが、2%以内で戻るなら許容していいです。

2

- ゴロゴロいっていても、「すぐに吸痰！」と考える必要ありません。
- 口腔内に貯まった唾液が、すべて誤嚥していくわけではありません。
- 上半身を起こしてあげて、唾液を飲み込みやすく促しましょう。

3

- 吸痰しても引けないときは、音のわりには少ないと考えましょう。
- SpO<sub>2</sub>が低下していないなら、吸痰にこだわる必要はありません。
- 意識、呼吸数、体温、SpO<sub>2</sub>などで、見守っていきましょう。

4

- 粘張度の高い喀痰が引けているのであれば、口腔ケアが重要です。
- 食後には、口の中に残渣が残らないように確認します。口をゆすぐ。
- 眠前の口腔ケアは夜間の唾液分泌を減らし、誤嚥リスクを減らします。

# 肺炎球菌ワクチンの種類

## 23価莢膜多糖体ワクチン（PPSV23 / ニューモバックス）

- 肺炎球菌性肺炎に対するワクチン効果は27.4%、侵襲性肺炎球菌感染症に対する効果は約40%とされている。
- B細胞のみを誘導してメモリーT細胞を誘導しないため、免疫応答の持続が短いという課題がある。適切な間隔による連続接種が望ましい。

## 13価結合型ワクチン（PCV13 / プレベナー）

## 15価結合型ワクチン（PCV15 / バクニューバンス）

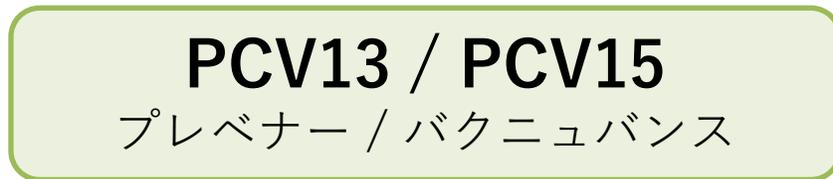
- 肺炎球菌性肺炎の予防効果については限られているが、侵襲性肺炎球菌感染症に対する効果は約60%とされている。
- メモリーT細胞の活性化を誘導し、B細胞が未熟な免疫不全者にも良好な免疫反応が得られ、PPV23を連続接種することでブースター効果も期待できる。

# 肺炎球菌ワクチンの連続接種の間隔（日本感染症学会による推奨）

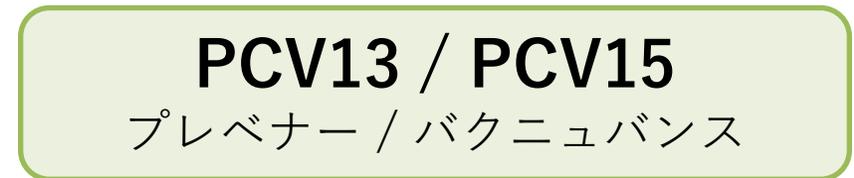
再接種することが可能である



ブースター効果が確認されている



安全性に問題が無いことが確認されている



# 高齢者施設と医療機関の連携について

# 社会福祉施設における感染者発生 自主的対応と支援

## 各施設において自主的に対応

職員もしくは入居者に感染者確認



有症状者の確認と抗原検査の実施



接触者（同室者など）の行動制限



全職員および全入居者の健康観察



## 医療側からの支援

### 機能維持の支援

- ① 施設内における感染対策の指導
- ② 施設業務内容の調整（BCPの作成）



### 在宅医療の提供

- ① 診断と治療（処方）、入院要否の判断
- ② オンライン診療、訪問看護、訪問診療



## 感染対策に関する介護保険施設等との連携の推進

### 感染対策向上加算の見直し

- 感染対策向上加算の施設基準に、連携する介護保険施設等から求めがあった場合に現地に赴いての感染対策に関する助言を行うこと及び院内研修を合同で開催することが望ましいことを追加する。

現行	改定後
【感染対策向上加算】 [施設基準 (抜粋)] (新設)	【感染対策向上加算】 [施設基準 (抜粋)] ・ 介護保険施設等から求めがあった場合には、 <b>当該施設等に赴いての                      実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策                      に関する研修を介護保険施設等と合同で実施</b> することが望ましい。

- 感染対策の専門的な知見を有する者が、介護保険施設等からの求めに応じて専門性に基づく助言を行えるようにする観点から、感染対策向上加算におけるチームの職員の専従業務に当該助言が含まれることを明確化する。

現行	改定後
【感染対策向上加算】 [施設基準] <b>感染対策向上加算 1</b> 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。	【感染対策向上加算】 [施設基準] <b>感染対策向上加算 1</b> 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び <b>介護保険施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること。</b>



# 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
  - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
  - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
    - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
  - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設）  
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）

## 算定要件等

- < 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） >（新設）
- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
  - 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
  - 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- < 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） >（新設）
- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。